



鳥取県公報

平成18年 5月24日(水)
号外第92号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (372) (経営支援課)	1
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (373) (水産課)	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (374) (＃)	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (375) (＃)	4

告 示

鳥取県告示第372号

平成18年鳥取県告示第230号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成18年5月24日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 5月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	農業近代化資金 通法(昭和36年法 律第202号。以下 「法」という。)第 2条第2項第1号、 第2号、第4号及 び第5号に掲げる 融資機関が同条第 1項第1号に掲げ る者に貸し付ける 場合	法第2条第2項第 1号に掲げる融資 機関が同条第1項 第2号から第4号 までに掲げる者に 貸し付ける場合	法第2条第2項第 2号から第5号ま でに掲げる融資機 関が同条第1項第 2号から第4号ま でに掲げる者に貸 し付ける場合		農業近代化資金 通法(昭和36年法 律第202号。以下 「法」という。)第 2条第2項第1号、 第2号、第4号及 び第5号に掲げる 融資機関が同条第 1項第1号に掲げ る者に貸し付ける 場合	法第2条第2項第 1号に掲げる融資 機関が同条第1項 第2号から第4号 までに掲げる者に 貸し付ける場合	法第2条第2項第 2号から第5号ま でに掲げる融資機 関が同条第1項第 2号から第4号ま でに掲げる者に貸 し付ける場合
(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	<u>年0.4パーセント</u>	(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	<u>年0.45パーセント</u>
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	<u>年0.4パーセント</u>	(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	<u>年0.45パーセント</u>

(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント

(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント

鳥取県告示第373号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。
 平成18年5月24日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年5月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率				利 子 補 給 率				
	漁業近代化資金通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	漁業近代化資金通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	漁業近代化資金通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭

	和44年政 令 第 209 号。以下 「令」と いう。） に規定す る団体に 限る。） に貸し付 ける場合				
略					
3 規 則別 表第 2号 に掲 げる 資金	年1.1パー セント	年0.9パー セント	年1.1パー セント	年1.1パー セント	年0.9パー セント
4 規 則別 表第 3号 に掲 げる 資金	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント
5 規 則別 表第 4号 に掲 げる 資金	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント
略					
8 規 則別 表第 7号 に掲 げる 資金			略	年0.4パー セント	年0.4パー セント
9 規 則別 表第 8号 に掲 げる 資金	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント

	和44年政 令 第 209 号。以下 「令」と いう。） に規定す る団体に 限る。） に貸し付 ける場合				
略					
3 規 則別 表第 2号 に掲 げる 資金	年 1.05 パ ーセント	年 0.85 パ ーセント	年 1.05 パ ーセント	年 1.05 パ ーセント	年 0.85 パ ーセント
4 規 則別 表第 3号 に掲 げる 資金	略	略	略	年 0.45 パ ーセント	年 0.45 パ ーセント
5 規 則別 表第 4号 に掲 げる 資金	略	略	略	年 0.45 パ ーセント	年 0.45 パ ーセント
略					
8 規 則別 表第 7号 に掲 げる 資金			略	年 0.45 パ ーセント	年 0.45 パ ーセント
9 規 則別 表第 8号 に掲 げる 資金	略	略	略	年 0.45 パ ーセント	年 0.45 パ ーセント

鳥取県告示第374号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成18年5月24日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成18年5月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年2.1パーセント	略	年2.0パーセント	略

鳥取県告示第375号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成18年5月24日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成18年5月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第7号の資金	年2.725パーセント	略	規則別表第7号の資金	年2.625パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年2.1パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年2.0パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸 付 利 率	利 子 補 給 率		貸 付 利 率	利 子 補 給 率	
年2.1パーセント	略		年2.0パーセント	略	